

康熙末～雍正初年の長蘆塩課未納問題

鈴 木 真

はじめに

本稿は、清朝の康熙末～雍正初年における長蘆塩課の未納問題の原因を、調査に当たった官僚たちの奏摺から明らかにするとともに、その分析過程で、当該時期の長蘆塩政に関する特徴を指摘しようとするものである。

清朝の国家財政（正項錢糧）の主要な収入源は、地丁・塩課（塩税）・常関税である。このうちの塩課は、各地域の塩運使司において塩商から銀で徴収され、中央の戸部の指示に従って、戸部銀庫や、当該省・他省の布政使司庫等に送られた¹⁾。

清朝の塩政は明朝と同じく、沿海部で生産される両淮塩・長蘆塩（海塩）、内陸部で生産される河東塩（池塩）・四川塩（井塩）など各地域に分かれ、専任の官僚が塩の生産や塩課の徴収を管理していた。清朝の塩政に関する従来の研究は、佐伯富氏をはじめとして、最大規模の両淮塩（淮北塩・淮南塩）に集中し、それ以外の地域を対象とする研究でも、塩政が崩壊し始めた清朝後半以降に注目する傾向にある²⁾。そこで本稿では、清朝の最盛期につながる財政的余裕を生み出した雍正朝（1723～1735）を対象に、これまで比較的注目されてこなかった長蘆の塩政をとりあげたい。

康熙朝（1662～1722）の財政綱紀の弛緩³⁾を引き締めたとされる世宗雍正帝（在位1722～1735）は即位後まもなく、長蘆塩課未納問題の調査のため、長蘆塩政の要地天津に官僚を派遣している。長蘆塩⁴⁾は、直隸の大部分と河南省の一部とに流通するが、その中心地である天津は経済的にもきわめて重要な位置を占め

つつあった。京師にも近く、支配体制の強化を意図する雍正帝にとって、等閑視できない地域であったといえよう。

1 雍正朝における天津と長蘆塩

天津については近代以降を対象とした研究が多く、雍正朝の天津に言及した先行研究は多くない⁵⁾。雍正帝が即位した康熙61年(1722)11月当時、天津は「衛」であり、糧道の管轄下で漕運に従事し、屯田が置かれていた。天津は、北上する江南の漕糧・商品の中継点であり、康熙朝以降は南北の海運の起点となるなど、流通上の要地であった。天津には、道臺たる天津道、約8,300名の兵丁を従える天津鎮総兵官⁶⁾が駐劄しており、また戸部管轄下の天津関が存在した。そして長蘆塩の生産・販売・流通・徴税の管理官として、長蘆塩運使1名が置かれていた⁷⁾。長蘆塩運使の下には青州分司運同(天津駐在)、滄州分司運判(滄州駐在)らがあり、任期1年の長蘆巡塩御史が塩務を監察した(隣接する山東塩の塩務も巡視)。かれらは、塩を生産する竈戸、運搬・販売する塩商に対して管理・巡視業務を行うが、とくに塩運使の重要な職責のひとつとして、戸部が発行する塩引(塩の販売手形)の、塩商への交付がある。

王朝の専売制下にある各地の食塩は、規定の各行塩地(販売指定区域)内で、公認の塩商によってのみ、販売することを許される。塩商は、自らが権利を有する行塩地の塩引を王朝から購入する(塩課を納める)ことで塩商として公認された。塩課の納入には、塩課を前納して塩引を受領する「先課後引」と、塩引を受領して塩を購入・販売した後、その収入から塩課を後納する「先引後課」とがあり、長蘆塩の場合は「先引後課」であった。

長蘆塩は海塩であり、渤海湾に面する複数の塩場で竈戸によって生産される。長蘆の塩商たちは、長蘆塩運使から規定の塩引を受領して塩場で塩を購入し、自らの行塩地に運搬して販売させ、塩課を塩運使の銀庫(運使庫)に納める。長蘆塩の行塩地は直隸と河南の二省に属し、合計約180州県を数えるが、塩が当該地の民衆に売れない場合、塩商は塩課が納められず、毎年交付される塩引も捌けずに蓄積され、生産された塩も次第に溜まっていく。一方、塩運使には毎年中央の

戸部の指示に従って規定の額の塩課銀を各処に送る義務があるから、塩商の塩課未納は大問題であった。そして雍正帝が即位した康熙61年11月でも、その問題は未解決のままに残されていたのである。

2 康熙末年の長蘆塩課未納の事情

雍正『大清会典』によると康熙24年（1685）の改定では、長蘆塩の1年の塩引の発給は89万7,505引、正額の塩課は銀約47万7,810両である。塩商は正額の塩課のほかに、半ば公認された附加税的な塩税も併せて徴収されていたが、本稿では「塩課」といった場合、正額の塩課のみを指すこととする。次に改定が記載される雍正4年（1726）には、塩引の発給は92万1,546引に増加しており、塩課は銀44万6,914両と改められている（1引につき塩50觔を行塩し、0.42～0.46両を納入する、とある）。ただその間まったく塩課の額に変動がなかったわけではなく、後述するように雍正元年の塩課は、銀約43万2,000両であった。

雍正『新脩長蘆塩法志』には、雍正元年の記載として、康熙54～雍正元年分の9年間の塩課のうち、およそ銀160万9,000両が未納となっていることが記されている。そして雍正元年の納入分である43万2,000両を除いた117万6,000両の銀を、翌年の雍正2年から12年間の年賦払い（すなわち雍正13年まで毎年9万8,000両⁸⁾）とさせる決定がなされたという⁹⁾。では、いかなる原因で塩課の大規模な未納が発生したのであろうか。この問題については、雍正元年5月11日、総理戸部事務・正藍旗和碩怡親王允祥（雍正帝の異母弟）が詳しく上奏している¹⁰⁾。以下でその内容を再構成して、ことの概略を述べてみる。

長蘆塩商の郭純が、天候不順による生産減・不作による販売不振を理由に、未納となっている康熙54年～雍正元年の塩課銀約160万両餘の納入を、10年の年賦払いにすることを認めてほしいと戸部に請願した。戸部事務を総覧する立場の怡親王允祥は、領侍衛内大臣アルスンガ（Arsungga 阿爾松阿）・監察御史年熙らと話し合い、雍正元年5月1日に、未納の塩課を年賦払いで納入させることを面奏した。それに対し雍正帝は即断せず、戸部の大臣らによる合議・上奏を命じ、同11日に允祥らが再度上奏した。

このとき怡親王允祥は、塩商郭純の辯明のまま、塩課未納の原因を天候不順による生産量の減退・氷結による輸送船の移動困難・不作による販売不振と説明した。その一方で、未納の銀約160万両のうち、雍正元年分の約43万両は本年内に納めさせ、康熙年間の未納分117万6,000両のみを12年の年賦払いとするよう献策した。允祥のこの提案が通れば、長蘆塩商は、毎年の塩課銀約43万両に康熙年間の未納分約9万8,000両を加えた合計約53万両の銀を、今後12年間にわたって納めることになる。

だが雍正帝は怡親王允祥の提案を諒承しつつも、塩商郭純の申し立てる塩課未納の原因については鵜呑みにせず、宮廷内の有力者と悪辣な官僚・商人との癒着を指摘し、あらためて領侍衛内大臣アルスガ・監察御史年熙を天津に派遣すること、現地天津で長蘆巡塩御史マンガリ(Manggūri 莽鵷立)・長蘆塩運使段如恵(雲南出身の漢人)と共同で調査させることを命じた¹¹⁾。このとき雍正帝は塩商から銀を掠取した官僚として宋師曾・趙弘燮なる2名を名指しで批難している。さらに「各職の御史」が策をめぐらして銀を要求したこと、若干の有力な塩商が大勢の貧しい塩商から銀を徴収していること、官側がそれら有力商人とのみ対話して便宜を図っていることを指弾し、

これをやはりアルスガ・年熙を派遣し、マンガリ・段汝恵と一緒に、ここ数年塩商より〔賄賂として〕取った阿哥(皇子)たち・部の大臣たち・近仕する輩・御史たち・趙弘燮・宋師曾、さらに主だった邪な塩商らの輩をことごとく查明させよ。塩商に問い訊ね、〔搾取した〕各々がもと得たものを、ことごとく塩商に密かに〔返し〕与える者は密かに処理せよ。明らかにすべき者は明らかにし、償還させよ。まず利を得た輩が速やかに善処しないならば、ただちに事を明かにして上奏し、厳しく治罪したい。アルスガらは教旨を請うて速やかに出発するように。

と硃批を記している(〔 〕は筆者が訳語を補ったもの)。雍正帝は塩課未納の原因として、天候不順や不作による民衆の購買力低下よりも、官僚や一部の商人の不正を重視していたのである。ただ雍正帝は、塩商から銀を搾取した者たちをすべて明らかにせよとは命じておらず、掠取した銀を塩商に返還する者に関しては

密かに処理するように命じている。雍正帝は、指示どおり教旨を請いに来たアルスンガラに対しても、

汝らが〔天津〕行って商人に明白に訊問して、汝らが連れて行った筆帖式らを密かに派遣して、すぐにかれら〔商人〕が明らかにした者に問え。かれら〔掠取した者〕が認めて密かに償還し〔商人に返し〕与えれば、落着させるように。朕もまた、まったくかれらの姓名を知りたいということはない。

誰某に汝らが偏った裁きをすることはできない。

と旨を下している¹²⁾。このように雍正帝は、商人から掠取した者が素直に銀の償還を認めれば、あえてその名前を明らかにする必要はないと考えていた。即位間もない雍正帝は、徹底的な清查を行って多数の官僚を追及することは得策ではないと考えたのであろう。

この調査に際し、新任の長蘆巡塩御史として任命されたのが監察御史のマンガリである。マンガリは、怡親王允祥の再度の上奏より3日前、雍正元年5月8日にすでに雍正帝の面諭を賜り、近年の長蘆塩政の崩壊、百数十万両に及ぶ塩課銀の未納、有力な塩商数人の恣意放縦を告げられ、天津に赴いて塩運使段如恵とともに調査に当たるよう命じられていた。このとき雍正帝は事件の根が深いことを見通し、「二、三年に非ざれば不可なり」と、調査が長期間に及ぶであろうことを言い添えている¹³⁾。マンガリは、すでに革職されていた前任のフライ（Fulai 傅來）に代わり、5月12日に正式に長蘆巡塩御史を拝命した¹⁴⁾。

こうして、雍正帝から直々に因果を含められた長蘆巡塩御史マンガリ・領侍衛内大臣アルスンガ・監察御史年熙の3人が、京師より天津に派遣されたのである。以下でかれらの経歴について若干の説明をしておきたい。

まず、長蘆巡塩御史マンガリであるが、『満洲名臣伝』にも明記されているように、かれは康熙朝までは正藍旗蒙古に属する、下五旗の旗人であった¹⁵⁾。マンガリは雍正帝即位後の康熙61年12月26日に、正藍旗多羅信郡王デジョー（Dejoo 徳昭）麾下の蒙古ニルから一族を挙げて皇帝麾下の上三旗に擡旗され¹⁶⁾、鑲黃旗満洲にニルを編成することを許されている。マンガリはイエヘ（Yehe 葉赫）地方イルゲン＝ギオロ（Irgen Gioro 伊爾根覺羅）氏の出身であり¹⁷⁾、とくに有力

氏族の出身というわけではないから、雍正帝はかれ個人を必要としたと考えられる。マンガリは康熙28年に18歳で理藩院筆帖式に任官し、同43年に内閣中書に、翌年には理藩院員外郎に転じ、同52年には京師の右翼関税監督、同58年には大関である江蘇省の滄墅関税監督を経験した。そして雍正帝の即位直後の同61年11月に協辦理藩院侍郎事に、12月には51歳で監察御史に任じられ、雍正元年3月20日には塩政の弛緩と私塩の盛行とを上奏している¹⁸⁾。雍正帝が、怡親王允祥の上奏(5月11日)にあった塩課未納の真相を看破していたのは、あらかじめこのマンガリから情報を得ていたためであろう。雍正帝がマンガリを天津に派遣したのは、関税監督をはじめ実務を長く経験したかれの手腕を見込んだためだと考えられ、巡塩御史就任後のマンガリは任期1年という原則からはずれ、異例の数年にわたり長蘆巡塩御史をつとめることなる。ただ、画家としても著名なマンガリである¹⁹⁾が、漢文奏摺の作成は不得手だったらしく、配下の漢人筆帖式を革職して後任がいなくなった後は、自身の漢文能力の低さを理由に、満文奏摺のみでの上奏を許可してもらえるよう懇請している²⁰⁾。

一方、領侍衛内大臣アルスンガは、権門の鑲黃旗滿洲ニオフル(Niohuru 紐祜祿)氏の出身である。かれがいかなる立場でこの件に関与していたのかは明瞭でない。塩商から不法に銀を掠取した「近侍する輩」が宮廷内の侍衛であり、そのために領侍衛内大臣として赴いたのか、あるいは権門の滿洲大臣としてなのか。いずれにせよ、アルスンガは雍正帝と皇位を争った正藍旗和碩廉親王允禩(雍正帝の異母弟)の朋党の領袖であり、允禩とは密接な関係にあったから、雍正帝が全幅の信頼を置いていたとは考えがたい。

もう1人の年熙は、雍正元年に鑲白旗から鑲黃旗に擡旗された漢軍旗人である。同じく下五旗から擡旗されたマンガリと異なるのは、年熙が鑲白旗雍親王府の藩邸旧人、撫遠大將軍年羹堯の長子であり²¹⁾、康熙年間より雍正帝に仕えていた点である。この年熙は、明らかに雍正帝の信頼する旗人官僚として天津に派遣されたのであり、アルスンガに対する目付け役でもあったのだろう。

天津派遣当時、かれら三者はいずれも鑲黃旗人であったが、単純に皇帝麾下と一括できる編成ではなかった。この時期、雍正帝は自らの麾下として新たな上三

旗をつくりあげようとしていたが、その過渡期ゆえの、腹心・新参・政敵が混成された人選だったといえる。

3 長蘆塩課未納問題の調査——官僚に対して——

天津到着後の第一報と思われる、雍正元年（1723）5月24日付のマンガリの満文奏摺²²⁾によると、長蘆巡塩御史を拝命した5月12日、マンガリは北京を即日立し、同15日に天津に到着している（同日に領侍衛内大臣アルスガ、監察御史年熙も天津に到着）。着任後マンガリは、まず原任直隸保定府知府馬兆辰の召喚を命じた。馬兆辰は、賈大という10万両以上の銀を着服した人物の事件に関連していた²³⁾からである。賈大は雍正帝に名指しで批難された原任直隸巡撫趙弘燮の妾の親戚で、趙弘燮の「管門」であった（後述のように馬兆辰は長蘆塩商とも姻戚関係にある）。このほかマンガリは、康熙58（1719）～61年に青州分司運同に在任し革職された杜于藩²⁴⁾のポストを滄州分司運判（佟世愚）に署理させること、杜于藩が任期中に欠損した銀3・4万両の償還を本人に督促することなどを矢継ぎ早に命じ、さらに杜于藩に代わる青州分司運同の後任者を推挙している。

一方、アルスガ・年熙からも、天津に到着して約1箇月後の雍正元年6月12日付で、調査の途中経過を記した以下のような満文奏摺²⁵⁾が出されている。

奴才我が天津衛に到着して、マンガリ・段如恵とともに会って、原任道員（塩運使）宋師曾が銀38万両餘を虧空したことを調べれば、衆商人が塩場で欠損させた銀21万6,400両餘・原任分司杜于藩の未納の銅斤銀1万700両餘以外、そのほかの15万4,900両餘の銀は、すべて宋師曾本人が虧空して、〔しかも〕衆商人から無理に取り立てた事は、事実である。

すなわち、宋師曾の長蘆塩運使在任中（康熙53年～61年）における欠損と判明した塩運使庫の38万両餘の虧空銀のうち、約21万6,400両が塩商の欠損、約1万700両が青州分司運同杜于藩の未納の銅斤銀²⁶⁾、約15万4,900両が宋師曾個人の責任による欠損であることが判明したのである。またアルスガらが塩商らから聴取したところ、「人に強請られた」「訴事に用いた」など大小20餘件、合計して銀20万両が；掠取に係りて浪費されていたことが判明した。当然、この問題も塩課

の未納の一因となっていたのであり、この奏摺を受けた雍正帝は硃批で一切の究明を命じている。京師の雍正帝が看破していたとおり、長蘆塩運使宋師曾の不正が塩課未納の誘因となっていたのである。

宋師曾は江蘇省の蘇州府崇明県出身の漢人であり²⁷⁾、直隸巡撫趙弘燮の推挙を得て直隸の河間府知府から長蘆塩運使に、ついで直隸巡道(後の直隸按察使)に陞任している²⁸⁾。宋師曾はこの趙弘燮に対して塩運使庫から実に銀10万両の餽送を行い、虧空の一因をつくっている²⁹⁾。趙弘燮が歿した直後の康熙61年9月に、宋師曾は当時の長蘆巡塩御史に弾劾されて直隸巡道を革職され、この雍正元年の時点では罪を贖うため戦地で奮励していた。

雍正帝に名指しで批難されたもうひとり、原任直隸巡撫趙弘燮は、『漢名臣伝』巻13、趙弘燦の附伝によれば甘肅省の寧夏衛出身の漢人で、康熙34年に天津道に就任し、同38年には直隸巡道、母の服喪期間を経て同40年に天津道に再任、山東按察使・布政使を歴任し、同43年に河南巡撫に陞り、ついで直隸巡撫に就任した。同54年には直隸巡撫として10年に及ぶ功績を嘉せられ、総督銜を加えられている。趙弘燮は同61年6月に歿しているが、かれの在任官職が、直隸を中心とした長蘆塩の行塩地全域に及んでいたことに注意したい。

このように雍正帝に名指しで批難された2名は、直隸を中心とする長い官歴を有していた。行塩地は複数の省に跨って広がる以上、省内にしか影響力をもたず短期間で他省に異動する巡撫・布政使らの権限は限定されたものになるが、宋師曾・趙弘燮は長蘆塩の行塩地と重なる地域に集中的に赴任しており、当該地域に強い影響力を有していたと考えられる。しかも商税を徴収する天津関は、本来は戸部から欽差された部員が監督するが、康熙55年11月から58年11月までは直隸巡撫趙弘燮(天津道朱綱が代理)が、58年11月から61年3月までは長蘆塩運使宋師曾が管理していた³⁰⁾というから、康熙朝末期の天津の長蘆塩・関稅事務は、趙弘燮や宋師曾が牛耳っていたことは疑いない。

そのため雍正帝は即位直後に趙弘燮の甥の趙之桓を署理直隸巡撫として登用し、虧空事件の調査を任せた。ただし、「居官庸劣」のため短期間で解任し、叔父の虧空の補填を命じている。後任の直隸巡撫李維鈞(雍正元年正月就任)は、趙之

桓を原籍（寧夏）に帰し、川陝総督年羹堯に委ねて家産を清查させるよう上奏している³¹⁾。当時年羹堯は撫遠大將軍・川陝総督として大軍を率いて西方方面に駐劄しており、雍正帝の信頼篤い旗人だった。

この宋師曾と趙弘燮の不正のほか、雍正帝の厳命を受けて調査に着手したアルスンガ・年熙らが気づいた事は、宮廷内の関係者の多さだった。アルスンガは、
奴才我々が天津に到着して調べ出した塩務のうち、関係した諸王・滿漢の大
臣ら・官らは甚だ多い。

と報告している³²⁾。これは、長蘆塩の行塩地が京師を中心とする直隸を含んでいたためであろう。塩商たちから不法に銀を掠取して塩課未納の原因をつくっていた者達は、アルスンガらが筆帖式を派遣して銀の償還を督促したため、その多くが償還を認めた（そのため内々に処理され、名が残されていない）が、中には容易には承知しない者もいた。たとえば正紅旗滿洲旗人の原任長蘆塩運使スタ（Sunta 孫塔）は、在任中の康熙60年に塩商から銀1万8,000両を貪った事実が露見して弾劾されたが、父祖チュク＝バトゥル（Cuku Baturu 褚庫巴圖魯）の著しい軍功に鑑みて銀の償還を猶予され、銀の督促は所属旗の正紅旗滿洲に委任された。しかしスタは父祖の勲績を恃み、8箇月たっても1錢たりとも償還しなかったため、再度捕縛されて天津に送られアルスンガらの訊問を受けている³³⁾。

また、内閣侍読学士朱之程（漢軍旗人）³⁴⁾が、東城監察御史に在任中の康熙59年、当時の同僚だった東城監察御史エンテイ（Entei 恩特、滿洲旗人）³⁵⁾・高珩（漢人）³⁶⁾等と一緒に、長蘆塩商奚洪汝から銀1,440両を受け取っていたことが明らかになった。アルスンガは朱之程に銀を償還させるため、腹心の筆帖式を商人奚洪汝に同行させ、朱之程のいる京師に派遣した。しかし朱之程は120両の受領しか認めず、しかも商人奚洪汝のほうから「門生となって働きたい」と頼み込んで120両を送ってきたのである、と主張し、商人側の供述を鵜呑みにする筆帖式らを逆に刑部に訴え出た。アルスンガは、他の被疑者らが朱之程を真似て各処で告訴すれば銀が回収できなくなると危惧し、雍正帝の旨を仰いだ³⁷⁾。

そして雍正帝の命により、朱之程は侍読学士を革職の上、兵部に拘束されて京師から天津に送られ、アルスンガらの訊問を受けることになった。その結果、商

人奚洪汝はもともと漢人の東城監察御史高玠の「門生」であり、朱之程ら東城監察御史3名は奚洪汝から銀を受け取り、見返りに塩業において便宜を図っていたことが明らかになった。朱之程の自供によれば、以下のとおりである。

我(朱之程)が以前、「〔公務として〕塩を量りたい」というと、奚洪汝が、私の族子 Ju zu cang を訪ねて、我々に向かって「あなたたちは塩を量りなさいますな。奚洪汝があなたたちに銀1,320両を差し上げます」と語ったので、我はそのまま〔東城監察御史の〕エンテイ・高玠にそれぞれ銀440両を送った。この2人が得た銀を、我は甘んじて引き受けて償還したい。これ以前に、奚洪汝が我に馬畜を買って乗るようにと、銀120両を与えたことは事実である。先頃、奚洪汝が我が家に銀を〔返すよう〕督促しに来たので、我は〔陛下が〕旨によって公・大臣らを出して、〔不足した〕銀を調べ、督促させていることを知った。いちどに〔返し〕与える銀はないので、追い詰められて刑部にかれを訴えたのである。

罪を認めた朱之程は本来なら流罪だが、罪科が即位の恩赦以前のことなので、銀の償還のみで罪を赦された。筆帖式を告訴した罪も、内閣侍読学士を革職されたことで相殺され、不問とされた。雍正帝はこの処置に満足し、題本を作成して提出するよう命じている³⁸⁾。

この件では、東城監察御史らが塩商に便宜を図り、見返りに銀を受領していることに注目したい。当該時期、漢人が住む京師外城は東・西・南・北・中城の五城に区分され、五城兵馬司が統括していた。各城には満洲・漢軍・漢人の御史が1名ずつ、合計3名が置かれて担当地域の監察事務を行っていた(雍正元年、満・漢1名ずつに削減)。とくに朱之程ら3人が管理した東城は、五城のうちでも富裕な商人が集う有数の商業区域であった³⁹⁾。

また、康熙朝後半期に大規模な私塩販売を引き起こした長蘆の大塩商張霖の事件⁴⁰⁾では、張霖の代理で塩務を仕切っていた李秀が左翼歩軍総尉のイェンデブ(Yendebu 殷徳布)⁴¹⁾と密接な関係にあったため、京師内城の各衙門に出入りしていたという⁴²⁾。左翼歩軍総尉とは、京師の内外城と九門を警護して司法権も有する歩軍統領衙門の次官のひとりであり⁴³⁾、京師においてその権限は絶大であっ

た。長官の歩軍統領ロンコド（Longkodo 隆科多）も同様に、康熙52年から雍正2年まで、長蘆塩商の安氏と結びついていた⁴⁴⁾。

このように長蘆塩は、京師をその行塩地内を含むため、宮廷内の大臣・側近、さらには京師の監察・警察権を有する官僚との癒着が一層激しかったのである。

4 長蘆塩課未納問題の調査——塩商に対して——

長蘆塩課の未納の原因としては、官僚側の不法な搾取だけではなく、塩商側にも原因が存在した。雍正元年（1723）7月6日、マングリが天津の一部の有力な塩商について上奏している⁴⁵⁾。その満文奏摺の内容を要約すると、以下のとおりである。

天津の有力な塩商らは、衆・官僚をだます。勢威を恃み〔貧しい塩商に塩引を〕引き受けさせ、二・三割をとりたて、着服する。このため貧しい塩商は貧窮し、本来引き受けるべき塩引を購入して消費する能力もなくなっている。ただ塩商の地位を惜しむので、かれらは富商に負債をつくって塩課を納める。我が到着して以来、人々はおそれいている。ただ直隸河間府などの9州県には官商がないので、密かに私塩が横行し、巡塩の者が殺害されている。それなのに道員・知府らは不手際の罪を恐れ、報告しない。このため、悪党が一層増長している。この9州県に官商を置きたいが、李九如ら数人しか名乗り出ない。しかも、元手となる銀が足りない。そこで塩運使庫からの貸与を許して欲しい。そうすれば、3年のうちに元銀を返還でき、私塩も根絶でき、塩引も増発できて国庫に益となる。

すなわち、有力商人が、自らに割り当てられた塩引の消費を貧しい塩商に無理やり引き受けさせてその上前を撥ねており、そのため貧しい塩商は本来自分に割り当てられた塩引を購入・消費できない。おそらくそのためであろう、河間府等を行塩地とする商人がおらず、私塩が横行しているという。前述のように原任塩運使の宋師曾は河間府知府にも就いていたが、当時も官商が置かれていなかったとすれば、当該地での不正は意のままであっただろう。天津に近接する河間府等の9州県を担当する商人の招募は急務だったといってよい。だが雍正帝は殊批で、

「〔塩運使庫から〕錢糧を貸与することはできない。慎重に〔塩商の〕人選を行なうように」とマンガリの提案を退けている。

このように、長蘆塩課の未納の理由は、官側の掠取も一因であったが、大塩商による弱小の塩商の搾取も大いに影響していたことが窺える。長蘆塩商には両淮塩商ほどの大富豪はいなかったとされるが、そもそも長蘆塩商の中には資本に乏しく、自分の受け持ちの塩引を毎年銷費できず（つまり割り当て分の塩を販売できず）、暴利を貪るところか、規定の塩課を塩運使庫に納められない商人すら、少なからず存在した。原任長蘆塩運使の陳時夏の奏摺には、一家が窮乏して塩引を銷費できない塩商が、10人中3、4はいると記されている⁴⁶⁾。

山本進氏は、山西・陝西省を行塩地とする内陸部の河東塩を取り上げ、河東の商人らの実態が、「国家に寄生して独占利潤の余禄に与る収奪者というよりは、国家によって塩課を賦課される被収奪者に近」く、当該地域で「塩商に充当するのは、あたかも糧戸が差徭に充当するかの如き重負担であった」ことを指摘している⁴⁷⁾が、長蘆の塩商たちは、大塩商の支配によって被収奪者の立場に置かれていたのである。

そのような支配を行っていた大商人が、康熙朝後半期の張霖・查日昌らである。このうち張霖は康熙朝後半に私塩販売事件の主犯として獄死したが、查日昌は健在であった。雍正元年7月6日付のマンガリの満文奏摺⁴⁸⁾によれば、長蘆塩商から革退された、山西省の平陽府蒲州原籍の馮祺なる人物が、官商の顧某・查日昌らを弾劾している。馮祺の訴えによれば、塩商の顧・查らは口実を設けて塩商の銀を勝手に流用し、自己の利益を図って銀90万両を貪っている（両者の悪名は夙に高く、マンガリも着任前からその名を聞き及んでいた）。かれらは塩商として個人的に塩課を滞納したことはないが、長蘆塩課全体の虧缺分に補ったこともない。勢威を恃み、恣意放縦を為しており、商人らは恨みを抱いているが、一言も口に出すものはいないという。

馮祺の訴状を受け取ったマンガリは、かりに馮祺の訴えを取り上げ、查日昌ら主だった面々を捕らえて家産で賠償させれば長蘆塩課の未納分を補填できるだろうが、たちまち塩務が処理出来なくなってしまうことを危惧し、このことをすべ

て明らかにして訊問すべきか、あるいは馮祺の訴状を密かに本人に返して善処すべきか、雍正帝の旨を請うている。この曖昧な対応の理由は、取替えのきく官側の不正には厳重に対処するとしても、地元天津を牛耳る査日昌ら大塩商の資本力がなければ長蘆の塩引が捌けず、塩課の納入が滞るからであろう。そのため、大塩商らの放埒をあるていどは黙認せざるを得なかったと考えられる。下級官僚から叩き上げ、徴税事務に通暁するマングリだけに、現場の事情を熟知していたのである。しかし京師の雍正帝は、「少しも庇いだてすることはない。アルスンガ・年熙とともに明白に、公平に処理せよ」と命じた。不正官僚に対しては軽微な処罰も命じる雍正帝だったが、この塩商の件に関しては強硬な態度を示している。前述の、河間府等への塩商招募の件で塩運使庫の銀の貸与を許可しなかったことを含め、塩商の処遇に関して雍正帝とマングリとの間で齟齬が生じるようになったが、これは理想を追求する雍正帝と、現実の事情を優先するマングリの立場の差であろう。約3箇月後の同年10月10日、馮祺の訴えに関して、アルスンガ・年熙・マングリは共同で滿文奏摺を提出しており、馮祺の宋師曾や郭純（怡親王允祥に口実をもうけて長蘆塩課の年賦を懇請した塩商）らに対する告訴は真実と認められたものの、一部の無関係の塩商をも誣告したことが判明した⁴⁹⁾。馮祺が弾劾した査日昌の息子査為仁も、塩務に携わっていなかったという理由で放免されている。

5 長蘆塩商査氏

長蘆巡塩御史のマングリが処罰を躊躇した査日昌ら査氏に関しては、いくつかの先行研究で言及されている⁵⁰⁾。査日昌は康熙朝後半の張霖の私塩販売事件で、張霖の「門下」として名が挙げられた塩商であり、本名は査日乾といったようである。『国朝耆献類徵初編』によれば、原籍は江西省の撫州府臨川県であり、高祖父の代に直隸の順天府宛平県に移居し、査日乾自身は康熙朝半ばに京師に上った。子には査為仁・査為義・査為礼がいるという⁵¹⁾。前述のアルスンガの滿文奏摺にも、査日昌の子が査為仁であると明記されている⁵²⁾ので、査日昌と査日乾とが同一人物であることは疑いない。よって以下では本名の査日乾で記すことにする

(査日昌は塩引の交付を受ける際の引名であろう)。査日乾に関しては、康熙40年代後半のものと思われる尚書王鴻緒の密奏にも、

其(張霖)の門下の人に、査日乾、號して天行なる者有り。十万両を分領し、長蘆館の利を覇占す。査日乾は浙江の人に係わりて、本は天津関の書辦なり。已經に年満つれば、投じて張霖の戸下に在りて領本し、京師の塩一万引を行う。而るに張霖と査日乾とは、一万の官引を以て私塩を帶賈し、約そ十万引の塩を行いて毎年餘利一、二十万を得たり。

とある⁵³⁾。この奏摺では査日乾は浙江の人と記され⁵⁴⁾、もとは天津関の書辦であったが、任期を終えたのちに張霖の配下となり、1万の官引で10万引分の塩を行塩し(9万引分の私塩を商っていたことになる)、毎年10~20万両の利益を上げていたという。さらに、やはり康熙末年に当時の天津道が調べた結果として、

査日昌の家人于有等の供出する有りて、南岸同知杜于藩は日昌の至親に係わると。而して杜于藩も又た自ら称すらく、「藩は親戚に係わると雖も、而も黄村同知馬兆辰の親なり。更に摯の査為仁は、伊の弟馬十三の同に起身して南去し、紹興府の貢生王孝先と同に紹興府に在りて居住するに係わる」と。

とある⁵⁵⁾ように、査日昌すなわち査日乾と、杜于藩とは「至親」の間柄であった。前述のように杜于藩は蘇州府長洲県出身であり、青州分司運同をつとめていた。『国朝耆献類微初編』の伝によれば、査日乾の二子査為義の妻が「長洲杜氏」とあるから、杜于藩の同族(あるいは本人)の娘が査為義に嫁いでいたのであろう。また、前述の保定府知府馬兆辰の弟の馬十三が、査日乾の長子査為仁とともに浙江省の紹興府に赴いているが、馬兆辰の同族と思われる紹興府山陰県の馬氏は査日乾の正妻の出身氏族でもあり、さらに査日乾の姉婿である当該氏族の馬章玉には、馬兆英・馬兆正・馬兆登ら諸子が確認できる⁵⁶⁾。塩課未納問題に関与して摘発された青州分司運同杜于藩・保定府知府馬兆辰と、塩商査氏とが婚姻関係で結ばれていたのである。

また査日乾の長子査為仁は、康熙50年に17歳で順天郷試の解元に挙げられたが、このときの正考官が都察院左都御史の趙申喬であった。趙申喬は銅商を革退したことで当時の歩軍統領トホチ(Tohoci 託和斉)と水火のごとく対立していた⁵⁷⁾。

当時宮廷内では、皇太子允禛を中心とした康熙帝の後継者問題が激化しており、トホチは皇太子の有力な朋党であった。宮廷内の権力闘争に巻き込まれる形で罪を得た査為仁は8年後に赦免、挙人を返還されたが官途に見切りをつけ、天津城の近くに「水西荘」を造営して隠棲した。だが査為仁ら宛平の査氏は官僚としてではなく、塩商としてこの後も長蘆の塩務に関与していく。

雍正『新脩長蘆塩法志』巻7によれば、「京引各商」の項に「査日昌」「査茂封」の引名が確認できる。また、嘉慶『長蘆塩法志』巻5によれば、乾隆9年(1744)に義捐を行なった長蘆の塩商らが翌年に議叙されており、ここに査日乾の子の査為仁・査礼⁵⁸⁾の名が確認できる。

さらに、乾隆26年(1761)秋における直隸の昌平州(順天府)・延慶州(宣化府)の塩課未納に関する奏摺⁵⁹⁾によれば、当時、査日乾の孫の査善和が長蘆塩務に携わっていた。もともとその兄の刑部貴州司員外郎査善長⁶⁰⁾が「劉誠元」の引名で行塩しており、査善和は、兄に代わって天津での塩務を委任されていたらしい。もっともその前年には、この査善和が年若く塩務に熟練していないという理由で、「族姪」査懋⁶¹⁾が昌平州・延慶州・滄州・南皮など7州県の行塩地を代辦している。また査善長・査善和の叔父査為義も当時直隸で行塩しており⁶²⁾、雍正初年の長蘆塩課未納問題を経て、乾隆朝中期においてもなお、査日乾の子孫が処罰も受けず、没落もせず長蘆で塩務に携わっていたことが確認できる。

おわりに

康熙末～雍正初年の長蘆塩課の未納は、天候不順・不作などによる民衆の購買力の低下といった不可抗力だけが原因ではなく、官僚の搾取や、それと提携した一部の有力商人の不正に求められる。無論これは長蘆塩に限ったことではないが、とくに長蘆塩は、京師を含む直隸を行塩地にもつため、宮廷内の有力者たちの関与が著しかった。また京師の警察・監察組織である歩軍統領衙門や五城兵馬司・監察御史の官僚と、塩商との癒着が塩務に少なからぬ影響を与えていた。雍正帝が即位後の数年間、腹心のロンコドに歩軍統領の重職を委ねていたのは理由の無いことではない。商業地区を掌握して商人から円滑に徴税するためには、歩軍統

領衙門や五城兵馬司を押さえることが必須だったからである。

また、京師を内包する直隸は「旗民雜処」といわれるように、旗人と民人（漢人）とが雜居する地域であった。清朝の支配者層である旗人の大部分は京師の内城に居住していたが、かれらは直隸を中心に莊園・旗地を支給されており、それを管理する莊頭・家人らと、土地を強制的に奪われた民人たちとの間には、軋轢が絶えなかったとされる。雍正2年（1736）10月、直隸では巡撫に代わって数十年ぶりに総督が、同12月には守道・巡道に代わって布政使・按察使が置かれ、省としての体裁が整えられた。そしてこの長蘆塩課未納事件の調査の後、天津も急激に変貌を遂げる。雍正3年5月には天津衛から天津州（河間府所属）に、次いで直隸州に昇格し、同年12月には天津水師營が設立され、さらに同9年に天津府に昇格して附郭の天津県が設置された。長蘆巡塩御史も長蘆塩政と改められ、その権限が強化されている。確かに長蘆塩は、揚州を中心とする兩淮塩と比較してその規模は大きくない。しかしながら清朝皇帝の膝下である天津は、財政上の重地であると同時に、皇帝支配の実効度を反映する理念上の要地でもあったと考えられる。この地域に対する財政上の諸問題・雍正帝の諸政策を考察することは、雍正朝における皇帝権力——あるいは八旗改革——の問題とも通じる箇所がある。今後の課題としたい。

〔付記〕 本稿は平成16年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

- 1) 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』（京都大学学術出版会、2004）91～92頁・103～104頁参照（原載は同「清朝国家財政における中央と地方——酌撥制度を中心にして——」『東洋史研究』42-2、1983）。
- 2) 清朝の塩政に関する先行研究として、佐伯富『清代塩政の研究』（東洋史研究会、1956）、同『中国塩政史の研究』（法律文化社、1987）、陳鋒『清代塩政与塩税』（中州古籍出版社、1988）、張小也『清代私塩問題研究』（社会科学文献出版社、2001）、滝野正二郎「清代乾隆年間における官僚と塩商（一）——兩淮塩引案を中心として——」（『九州大学東洋史論集』15、1986）、王方中「清代前期の塩法・塩商与塩業

- 生産」（『清史論叢』4, 1982）、薛宗正「清代前期の塩商」（『清史論叢』4, 1982）などを参照。
- 3) 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』, 98頁参照。
 - 4) 長蘆塩に関しては、葉秀雲「清代長蘆運司及其所屬機構」（『天津史研究』1985-1）、林永匡「清初の長蘆運司塩政」（『河北學刊』1983-3）、林永匡・王熹「清代長蘆塩商与内務府」（『故宮博物院院刊』1986-2）などを参照。長蘆の名称は、北周の時代、製塩地帯である滄州に長蘆県が置かれたことに端を発する。
 - 5) 天津史の概略は郭蘊靜主編『天津古代城市发展史』（天津古籍出版社, 1989）・吉澤誠一郎『天津の近代 清末都市における政治文化と社会統合』（名古屋大学出版会, 2002）などを参照。
 - 6) 『宮中檔雍正朝奏摺』第1輯, 直隸天津総兵官徐仁, 雍正元年7月（日付不明）, 549頁。
 - 7) 雍正『大清会典』（『近代中国史料叢刊』第3輯）卷49, 戸部, 塩法上, 参照。正式名称は「長蘆都転運塩司管塩法道運使」で、当初は滄州に駐在し、康熙24年に天津に移駐。
 - 8) 雍正元年分の竈課銀1万500両は、塩課43万2,000両と併せて徴収するため、実際には竈課銀を差し引いた116万5,460両を12年の年賦払い（1年につき9万7,121両）とすることになる。
 - 9) 雍正『新脩長蘆塩法志』（雍正4年刊→臺灣学生書局）卷11, 参照。
 - 10) 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第30冊, 雍正元年5月11日, 怡親王允祥, 375～379頁。
 - 11) 鈴木真「雍正初年の戸部銀庫虧空事件からみた清朝支配構造の特質」（『東洋学報』83-3, 2001）82～83頁参照。
 - 12) 中国第一歴史檔案館所蔵「雍正朝滿文硃批奏摺」（506-4-90, 阿爾松阿534, 財政：塩務）雍正元年6月22日, アルスンガ, 『雍正朝滿文硃批奏摺全訳』（黄山書社, 1998, 以下『全訳』と略記）188～189頁参照。なお、本稿で引用するアルスンガの奏摺はすべて上記の請求番号であるため、以下では番号を省略する。
 - 13) 雍正『新脩長蘆塩法志』卷11, 参照。
 - 14) 『宮中檔雍正朝奏摺』第29輯, 雍正2年4月15日, 莽鵠立, 486～487頁・嘉慶『長蘆塩法志』（嘉慶10年刊→北京図書館古籍珍本叢刊57, 書目文献出版社）卷1, 参照。
 - 15) 『滿洲名臣伝』（『滿漢名臣伝』黒龍江人民出版社）卷28, 莽鵠立列伝。
 - 16) 「清代佐領的幾件史料」（『歴史檔案』1989-1）参照。
 - 17) 『八旗滿洲氏族通譜』（遼瀋書社）卷12, 鏗黄旗葉赫地方伊爾根覺羅氏, 参照。
 - 18) 「雍正朝滿文硃批奏摺」（506-4-9, 783）雍正元年3月20日, マングリ, 『全訳』

57頁参照.

- 19) 聶崇正「蒙古族肖像画家莽鶴立及其作品」(『故宮博物院院刊』2000-1) 参照.
- 20) 『宮中檔雍正朝奏摺』第28輯, 雍正元年8月11日, マングリ, 581~583頁.
- 21) 『永憲錄』(中華書局) 卷2上, 102~103頁によれば, 年熙は雍正帝即位後に御史に抜擢されている. また年熙は, 当時賤民視されていた, 山西・陝西の「産戸」の解放を上奏した(寺田隆信「雍正帝の賤民開放令について」『東洋史研究』18-3, 1959).
- 22) 『宮中檔雍正朝奏摺』第28輯, 雍正元年5月24日, マングリ, 244~248頁.
- 23) 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第1冊, 雍正元年5月26日, 直隸巡撫李維鈞, 303~304頁.
- 24) 『碑伝集』(中華書局) 第8冊, 卷99, 杜于藩. 杜于藩は江蘇省の揚州府江都県の出身で, 直隸河間府吳橋県の知県を13年間つとめ, 南岸同知に陞任して治水で功績を挙げたのち, 青州分司運同に移った.
- 25) 「雍正朝滿文硃批奏摺」雍正元年6月12日, アルスンガ, 『全訳』172頁参照.
- 26) 「銅斤銀」とは塩商に対する非正課の附加税で, 鑄錢用の銅斤の運搬費用という名目で塩課に割り当てて徴収された(佐伯富『清代塩政の研究』, 217~218頁参照).
- 27) 嘉慶『長蘆塩法志』卷14, 職官下, 官表, 参照.
- 28) 『宮中檔雍正朝奏摺』第2輯, 雍正2年間4月1日, 莽鶴立, 533~534頁.
- 29) 『雍正硃批諭旨』(雍正10年刊→文淵閣四庫全書所収) 雍正3年5月6日, 巡視長蘆塩課監察御史莽鶴立, 1609~1610頁参照. 銀15万5,000両のうち, 直隸總督(銜)趙弘燮への餽送が10万両, 張安世・馬世煜なる人物にひそかに貸与した分が3,000両で, 宋師曾本人が着服した銀は4万7,000両であった.
- 30) 『宮中檔雍正朝奏摺』第28輯, 雍正元年7月30日, マングリ, 604~605頁参照.
- 31) 『漢名臣伝』卷13, 趙弘燮列伝(附伝).
- 32) 「雍正朝滿文硃批奏摺」無年月, アルスンガ, 『全訳』2523頁参照.
- 33) 「雍正朝滿文硃批奏摺」雍正元年12月20日, アルスンガ, 『全訳』583~584頁参照.
- 34) 『勅修河東塩法志』(雍正5年刊→臺灣学生書局) 卷6, 官職によれば, 朱之程は鑲白旗漢軍旗人(「奉天鑲白旗人」)で, 康熙60年に河東塩運使に就任している.
- 35) 『八旗滿洲氏族通譜』卷35, 鑲白旗各地方薩克達氏, 参照.
- 36) 『碑伝集』第5冊, 卷55, 高玠. 高玠は康熙30年の進士で, 通州大西倉監督, 広東道御史, 東城監察御史を歴任. 康熙60年に皇太子冊立を請願して罪を得, 西藏の戦場での兵站事務に赴かされた.
- 37) 「雍正朝滿文硃批奏摺」雍正元年6月22日, アルスンガ, 『全訳』188~189頁参照.
- 38) 「雍正朝滿文硃批奏摺」雍正元年7月9日, アルスンガ, 『全訳』228~229頁参照.
- 39) 『碑伝集』第5冊, 卷55, 高玠に, 「東城は大商・巨賈の会聚するの処なり」とあ

る。

- 40) この張霖の事件に関しては, Kwan Man Bun, *The Salt Merchants of Tianjin: State-Making and Civil Society in Late Imperial China*, Honolulu: University of Hawaii Press, 2001, 楊珍「盛世初葉(1683-1712年)の皇権政治——対明珠晩年の個案分析」(『清史論叢』1999年号, 河北教育出版社, 2000)を参照。とくに前者は, 張霖以外の長蘆の有力商人にも詳しい。
- 41) 『八旗滿洲氏族通譜』巻17, 正白旗各地方西林覺羅氏, 参照。
- 42) 『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第1冊, 無年月, 王鴻緒, 291～295頁。
- 43) 渡辺修「清代の歩軍統領衙門について」(『史苑』41-1, 1981)参照。
- 44) 『永憲録』巻4, 259頁参照。
- 45) 『宮中檔雍正朝奏摺』第28輯, 雍正元年7月6日, マングリ, 411～415頁。
- 46) 『宮中檔雍正朝奏摺』第27輯, 無年月, 署理江蘇巡撫陳時夏, 127～128頁。『大清世宗憲皇帝實録』によれば, 陳時夏は雍正4年8月癸未(23日)に長蘆塩運使から署理江蘇巡撫を拝命しており, 同年12月戊辰(11日)に正式に江蘇巡撫を授実されているから, この奏摺はその間の約4箇月のうちに作成されたものである。
- 47) 山本進「清代財政史研究」(汲古書院, 2002)295頁(原載は同「清代河東塩政の変遷」『九州大学東洋史論叢』27, 1999)。
- 48) 『宮中檔雍正朝奏摺』第28輯, 雍正元年7月6日, マングリ, 407～410頁。
- 49) 「雍正朝滿文硃批奏摺」雍正元年10月10日, アルスンガ, 『全訳』418～425頁参照。
- 50) 郭鴻林「天津水西荘」文献考略(『天津市歴史博物館館行』1986→『天津市歴史博物館建館四十周年紀念論文集』天津古籍出版社, 1992), また Kwan Man Bun, *The Salt Merchants of Tianjin*, pp.80-85に詳しい。
- 51) 『国朝善類微初編』(文海出版社)巻454, 查日乾伝。
- 52) 「雍正朝滿文硃批奏摺」雍正元年10月10日, アルスンガ, 『全訳』418～425頁参照。
- 53) 『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第1冊, 無年月, 王鴻緒, 306～308頁。
- 54) 查日乾と浙江との関係の詳細は別稿に譲りたい。また註61も参照のこと。
- 55) 『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第4冊, 康熙51年4月6日, 直隸巡撫趙弘燮, 89～92頁。
- 56) 『国朝善類微初編』巻454, 查日乾伝・『中国第一歴史檔案館藏清代官員履歷檔案』(華東師範大学出版社)11, 30頁参照。光緒『順天府志』(北京古籍出版社)88, 官師志17, 国朝同知表11によれば, 馬兆辰は「浙江山陰人」である。
- 57) 『大清畿輔先哲伝』(北京古籍出版社)巻20, 查為仁伝。
- 58) 『大清畿輔先哲伝』巻20, 查礼伝。查為礼・查学礼ともいう。
- 59) 中国第一歴史檔案館所蔵「硃批奏摺財政類・塩務」乾隆27年5月19日, 金輝(マイクロフィルム, 筑波大学中央図書館所蔵)。

- 60) 郭鴻林「天津水西莊」文献考略, 299頁によれば査為仁の子である。
- 61) 「硃批奏摺財政類・塩務」乾隆27年9月23日, 直隸総督方觀承・長蘆塩政ダセ。
この「族姪」の査懋は, 康熙・雍正朝に文人を複数輩出した, 浙江省の杭州府海寧
県の査氏である。江西省に原籍がある査日乾が「浙江人」と見なされたのは, 紹興
府山陰県の馬氏との姻戚関係とともに, この杭州府海寧県の査氏との関係があると思
われる。
- 62) 「硃批奏摺財政類・塩務」乾隆27年閏5月17日, 金輝。

2005年4月5日受稿
2005年4月28日レフェリーの審査をへて掲載決定

(日本学術振興会特別研究員)